

付 議 第 2 号

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則議案

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則（昭和 49 年高知県教育委員会規則第 12 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第 号**高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則（昭和49年高知県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「施行について」を「規定に基づき、条例の施行に関し」に改める。

第2条中「規定による」を削り、同条第3号中「。以下この号において「法」という。」を削り、「法に」を「同法に」に改める。

第3条中「学校長」を「、申請者が在学する高等学校の校長（以下「学校長」という。）」に改める。

第4条中「規定による貸与申請書」を「修学奨励資金貸与申請書」に、「貸与を」を「修学奨励資金の貸与を」に、「貸与ができない」を「修学奨励資金の貸与ができない」に改める。

第5条の見出しを「（連帯保証人）」に改める。

第6条の見出し中「交付」を「交付手続」に改め、同条第1項中「3箇月ごと」を「3月ごと」に改める。

第7条の見出し中「辞退」を「辞退手続」に改める。

第8条第1項第3号中「及び」を「又は」に改め、同項第6号中「、又は」を「又は」に改め、同条第2項中「、又は」を「又は」に、「不相当と」を「不相当であると」に改め、同条第3項中「当該高等学校長の」を「学校長が」に改める。

第9条の見出し中「一時停止」を「一時停止手続等」に改め、同条第1項中「被貸与者」を「当該被貸与者」に改め、同条第2項中「10単位」を「、10単位」に改める。

第10条第2項中「規定による申請書」を「復活申請書」に、「復活の」を「貸与の復活の」に、「復活を相当と」を「貸与の復活を相当であると」に、「不相当と」を「貸与の復活を不相当であると」に改める。

第11条の見出し中「取消し」を「取消し手続」に改め、同条中「被貸与者」を「当該被貸与者」に改める。

第12条第1項中「、当該取消し」を「当該取消し」に、「6箇月」を「6月」に、「及び」を「又は」に、「貸与を受けた月数」を「、貸与を受けた月数」に改め、同条第2項中「受けられなかった者」を「受けられなかったもの」に、「満了した者及び」を「満了したもの又は」に、「取り消された者」を「取り消

されたもの」に改め、同条第3項中「理由により」を「理由により修学奨励資金の」に、「貸与を受けた」を「、貸与を受けた」に改める。

第13条第1項中「返還猶予を」を「返還の猶予を」に改め、同条第2項中「規定による申請書」を「返還猶予申請書」に、「返還猶予の」を「返還の猶予の」に、「猶予を適当と」を「返還の猶予を適当であると」に、「不適当と」を「返還の猶予を不適当であると」に改め、同条第3項中「返還猶予」を「返還の猶予」に、「1年以内とし」を「、1年以内とし」に改め、同項ただし書中「猶予」を「返還の猶予」に改める。

第14条第1項第4号中「猶予」を「返還の猶予」に改め、同条第2項中「、又は」を「又は」に、「当該債務」を「、当該債務」に改める。

第15条第1項中「返還免除を」を「返還の免除を」に改め、同条第2項中「申請書」を「返還免除申請書」に、「返還免除の」を「返還の免除の」に、「返還免除を」を「返還の免除を」に、「不適当と」を「不適当であると」に改める。

第16条中「貸与について」を「貸与に関し」に改める。
別記様式を次のように改める。

別記

第 1 号様式 (第 3 条関係)

年 月 日

高知県教育長

様

申請者 郵便番号

住所

氏名

電話番号

親権者又は未成年後見人 郵便番号

住所

氏名

電話番号

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与申請書

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第 2 条第 1 項の規定に基づき修学奨励資金の貸与を受けたいので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第 3 条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、修学奨励資金の貸与の決定等のため、関係機関に対して必要な調査をされることについて同意します。

申請者	フリガナ 氏名			生年月日	
	現住所				
在学する学校名					
課程等	定時制	第	学年	入学等年月日	年 月 日
	通信制	第	年次		
貸与を受けようとする期間			年 月から	年 月までの	月間

注 申請者が未成年者である場合は、親権者又は未成年後見人の署名が必要です。

第2号様式（第3条、第8条関係）

資產生計調書										
住所										
氏名										
学校名						定時制課程 第		学年		
						通信制課程 第		年次		
申請者等と生計を一にする家族	申請者等との続柄	氏名	年齢	申請者等との同居又は別居の別	職業	所得区分	前年の所得額	前年の所得税額	今年の見込所得額	その他参考事項
	申請者等本人									
資産等	家屋	宅地	田	畑	果樹園	山林	その他		負債	
	m ²	m ²	a	a	a	ha			円	
備考										

- 注 1 この資產生計調書は、申請者又は被貸与者と生計を同じくする親族のことについて記入してください。
- 2 申請者又は被貸与者及びその扶養者については、前年の所得額を証する書類を添えてください。
- 3 「その他参考事項」欄は、前年の所得と今年の見込所得とに著しい相違があるときはその理由、申請者又は被貸与者以外に学生がいるときはその学校名等その他特別な理由がある者について具体的にその理由を記入してください。
- 4 「備考」欄は、家族の状況、資産の内容その他参考となることを詳細に記入してください。

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

高知県教育長 印

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与決定通知書

年 月 日付けで申請のありました修学奨励資金の貸与については、次のとおり決定しましたので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第4条の規定により通知します。

決定番号					
学校名		課程等	定時制 通信制	第 第	学年 年次
貸与月額	月額 円				
貸与期間	年 月から 年 月までの 月間				
備考					

- 注 1 修学奨励資金の貸与の要件を欠いた場合は、貸与期間内であっても修学奨励資金の貸与を取り消すことがあります。
- 2 高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例及び高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の規定に従ってください。

第4号様式（第5条関係）

誓約書						年 月 日
高知県教育長						様
被貸与者	決定番号		学校名			
	フリガナ氏名		㊟	住所	(郵便番号 ー)	
	生年月日	年 月 日		電話番号		
親権者※1	フリガナ氏名		㊟	住所	(郵便番号 ー)	
	生年月日	年 月 日		電話番号		
	被貸与者との続柄			職業	勤務先	
連帯保証人※2	フリガナ氏名		㊟※3	住所	(郵便番号 ー)	
	生年月日	年 月 日		電話番号		
	被貸与者との関係			職業	勤務先	
連帯保証人※2	フリガナ氏名		㊟※3	住所	(郵便番号 ー)	
	生年月日	年 月 日		電話番号		
	被貸与者との関係			職業	勤務先	

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例及び高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の規定に従い、被貸与者としての責務を誠実に果たします。

親権者においては、被貸与者に対して、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例及び高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の規定に従い、被貸与者としての責務を誠実に果たさせるとともに、義務の不履行その他不都合な行為をさせないようにします。

連帯保証人においては、貸与を受ける修学奨励資金の返還の債務について、被貸与者と連帯して負担します。

被貸与者及び連帯保証人においては、貸与を受ける修学奨励資金の返還を怠ったときは、返還期限にかかわらず一括返還を求められ、又は強制執行等の法的措置を受けても異議はありません。また、被貸与者又は連帯保証人のいずれか1人が高知県教育長から当該修学奨励資金の返還を求められたときは、当該返還を求められた者以外の被貸与者又は連帯保証人の全てに対しても返還を求められたこととすることに同意します。

被貸与者、親権者及び連帯保証人においては、修学奨励資金の貸与の申請時から当該修学奨励資金の返還の完了までの間における当該修学奨励資金に係る事務処理上必要があると認められる関係機関に対する調査の実施について同意します。

- 備考 ※1 被貸与者が成年者である場合は、親権者の記載は必要ありません。
- ※2 連帯保証人は、親権者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
- ※3 この誓約書に押印した連帯保証人の印鑑については、市町村長が発行する印鑑証明書を添えてください。

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

被貸与者 決定番号
学校名
郵便番号
住所
氏名 ⑩
電話番号

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金請求書

年 月から 年 月までの修学奨励資金について、高知県高等学校
定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第6条第2項の規定により下記
のとおり請求します。

記

金 円

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

被貸与者 決定番号
学校名
郵便番号
住所
氏名
電話番号

連帯保証人異動報告書

下記のとおり連帯保証人に異動がありましたので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第8条第2項の規定により届け出ます。

記

1 異動の内容等

2 異動事項

新旧の別	氏名	被貸与者との関係	生年月日	職業	年収	資産等	住所等
旧							郵便番号 ー 住所 電話番号
							郵便番号 ー 住所 電話番号
新							郵便番号 ー 住所 電話番号
							郵便番号 ー 住所 電話番号

注 新たに連帯保証人になる方については、誓約書（別記第4号様式）を添えてください。

第7号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

高知県教育長 

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与停止通知書

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第4条の規定により下記のとおり修学奨励資金の貸与を一時停止しますので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第9条第1項の規定により通知します。

記

1 一時停止の理由

2 一時停止の期間

年 月から

第8号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

被貸与者 決定番号
学校名
郵便番号
住所
氏名
電話番号

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与復活申請書

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第5条の規定による修学奨励資金の貸与の復活を希望しますので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第10条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 貸与の復活を申請する理由
- 2 貸与の一時停止の始期
年 月から
- 3 貸与の一時停止の理由がなくなった年月日
年 月 日

第9号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

高知県教育長



高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与復活通知書

年 月 日付けで申請のありました修学奨励資金の貸与の復活については、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第5条の規定により年 月から行うこととしましたので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第10条第2項の規定により通知します。

第10号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

高知県教育長 

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与取消通知書

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第6条の規定により下記のとおり修学奨励資金の貸与を取り消します。高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第11条の規定により通知します。

記

1 取消しの理由

2 取消しの始期

年 月から

第11号様式（第12条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

被貸与者 決定番号
学校名
郵便番号
住所
氏名
電話番号

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金返還計画書

下記のとおり貸与を受けました修学奨励資金を返還したいので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第12条第2項の規定により申し出ます。

記

1 貸与を受けた期間

年 月から 年 月までの 月間

2 貸与を受けた金額

円

3 返還計画

(1) 年 月から 月間の毎月 千円の月賦とする。

(2) 年 月から 年 月間の毎回 千円の半年賦とする。

(3) 繰上げ返還をする場合は、その方法

第12号様式（第13条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

被貸与者 決定番号
学校名
郵便番号
住所
氏名
電話番号

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金返還猶予申請書

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第8条の規定により修学奨励資金の返還の猶予を受けたいので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第13条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 貸与を受けた期間
年 月から 年 月までの 月間
- 2 貸与を受けた金額
円
- 3 返還済金額
円
- 4 返還の猶予を受けようとする金額
円
- 5 返還の猶予を受けようとする期間
年 月から 年 月まで
- 6 返還の猶予を受けようとする理由

注 返還の猶予を受けようとする理由を証する書面を添えてください。

第13号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

高知県教育長



高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金返還猶予通知書

年 月 日付けで申請のありました修学奨励資金の返還の猶予については、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第8条の規定により年 月 日まで猶予することとしましたので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第13条第2項の規定により通知します。

第14号様式（第15条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

被貸与者 決定番号
学校名
郵便番号
住所
氏名
電話番号

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金返還免除申請書

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第9条の規定により修学奨励資金の返還の免除を受けたいので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第15条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 貸与を受けた期間
年 月から 年 月までの 月間
- 2 貸与を受けた金額
円
- 3 返還済金額
円
- 4 返還の免除を受けようとする金額
円
- 5 返還の免除を受けようとする理由

- 注 1 返還の免除を受けようとする理由を証する書面（心身障害の状態になった場合は、診断書）を添えてください。
- 2 被貸与者が死亡した場合は、死亡したことを証する書面を添えて、遺族又は連帯保証人の方が申請してください。

第15号様式（第15条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

高知県教育長 印

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金返還免除通知書

年 月 日付で申請のありました修学奨励資金の返還の免除については、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第9条の規定により下記のとおり決定しましたので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第15条第2項の規定により通知します。

記

- 1 貸与金額
円
- 2 返還済金額
円
- 3 返還未済金額
円
- 4 返還免除金額
円
- 5 返還を免除する理由

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

高知県教育委員会規則

- ◎ 高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的及び理由

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行による民法（明治29年法律第89号）の一部改正を考慮し、奨学生又は連帯保証人のいずれか1人が高知県教育長から当該修学奨励資金の返還を求められたときは、当該返還を求められた者以外の奨学生又は連帯保証人の全てに対しても返還を求められたこととすることができるよう貸与申請者等からあらかじめ同意を得ようとするとともに、必要な文言の整理をし、併せて押印の見直しをするものである。

2 施行期日
公布の日

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則（抜粋）

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（昭和49年高知県条例第39号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（趣旨）

第1条 この規則は、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（昭和49年高知県条例第39号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（貸与を受ける者の要件）

第2条 条例第2条第1項第4号の高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める要件は、修学奨励資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれにも該当するものとする。

（貸与を受ける者の要件）

第2条 条例第2条第1項第4号の規定による高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める要件は、修学奨励資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）・（2） 略

（1）・（2） 略

（3） 申請者の年間所得が275万円以下であること（申請者が扶養親族を有している場合にあつては申請者の年間所得が所得税法（昭和40年法律第33号）に基づく課税対象とならない額の最高額の190パーセント以下、申請者を扶養親族としている者がいる場合にあつては申請者の年間所得が法に基づく課税対象とならない額であつて、申請者を扶養親族としている者の年間所得が同法に基づく課税対象とならない額の最高額の190パーセント以下であること。）。

（3） 申請者の年間所得が275万円以下であること（申請者が扶養親族を有している場合にあつては申請者の年間所得が所得税法（昭和40年法律第33号。以下この号において「法」という。）に基づく課税対象とならない額の最高額の190パーセント以下、申請者を扶養親族としている者がいる場合にあつては申請者の年間所得が法に基づく課税対象とならない額であつて、申請者を扶養親族としている者の年間所得が法に基づく課税対象とならない額の最高額の190パーセント以下であること。）。

(4) 略

(貸与の申請手続)

第3条 申請者は、別記第1号様式による修学奨励資金貸与申請書に、次に掲げる書類を添えて、申請者が在学する高等学校の校長(以下「学校長」という。)を経由し、高知県教育長(以下「教育長」という。)に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(貸与の決定等)

第4条 教育長は、前条の修学奨励資金貸与申請書を受理したときは、修学奨励資金の貸与の適否を決定し、修学奨励資金の貸与をする者には別記第3号様式による決定通知書により、修学奨励資金の貸与ができない者にはその旨を、学校長を経由して通知するものとする。

(連帯保証人)

第5条 略

2・3 略

(修学奨励資金の交付手続)

第6条 修学奨励資金の交付は、年4回とし、3月ごとの前払とする。

2・3 略

(修学奨励資金の辞退手続)

第7条 被貸与者が修学奨励資金の貸与を辞退しようとするときは、辞退届を教育長に提出しなければならない。

(届出義務)

第8条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直

(4) 略

(貸与の申請手続)

第3条 申請者は、別記第1号様式による修学奨励資金貸与申請書に、次に掲げる書類を添えて学校長を経由し、高知県教育長(以下「教育長」という。)に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(貸与の決定等)

第4条 教育長は、前条の規定による貸与申請書を受理したときは、修学奨励資金の貸与の適否を決定し、貸与をする者には別記第3号様式による決定通知書により、貸与ができない者にはその旨を、学校長を経由して通知するものとする。

(保証人)

第5条 略

2・3 略

(修学奨励資金の交付)

第6条 修学奨励資金の交付は、年4回とし、3箇月ごとの前払とする。

2・3 略

(修学奨励資金の辞退)

第7条 被貸与者が修学奨励資金の貸与を辞退しようとするときは、辞退届を教育長に提出しなければならない。

(届出義務)

第8条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直

ちにその旨を教育長に届け出なければならない。

(1)・(2) 略

(3) 退学、転学、転籍又は編入学をしようとするとき。

(4)・(5) 略

(6) 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき 又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない理由が生じたとき。

(7) 略

2 被貸与者は、前項第6号に規定する場合のほか、連帯保証人を変更しようとするとき、連帯保証人が死亡したとき 又は教育長が連帯保証人を不適当であると認めて変更を命じたときは、直ちに別記第6号様式による連帯保証人異動報告書を教育長に提出しなければならない。

3 被貸与者は、毎年3月31日までに別記第2号様式による資産生計調書及び 学校長が発行する単位修得証明書（定時制課程に在学する者を除く。）を教育長に提出しなければならない。

4 略

（貸与の一時停止手続等）

第9条 条例第4条の規定による修学奨励資金の貸与の一時停止は、教育長が行うものとし、教育長は、修学奨励資金の貸与を一時停止したときは、別記第7号様式による停止通知書により 当該被貸与者に通知するものとする。

2 条例第4条第2項に規定する通信制の課程又は単位制による課程である定時制の課程の被貸与者が各年次に修得すべき教

ちにその旨を教育長に届け出なければならない。

(1)・(2) 略

(3) 退学、転学、転籍及び編入学をしようとするとき。

(4)・(5) 略

(6) 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない理由が生じたとき。

(7) 略

2 被貸与者は、前項第6号に規定する場合のほか、連帯保証人を変更しようとするとき、連帯保証人が死亡したとき、又は教育長が連帯保証人を不適当と認めて変更を命じたときは、直ちに別記第6号様式による連帯保証人異動報告書を教育長に提出しなければならない。

3 被貸与者は、毎年3月31日までに別記第2号様式による資産生計調書及び 当該高等学校長の発行する単位修得証明書（定時制課程に在学する者を除く。）を教育長に提出しなければならない。

4 略

（貸与の一時停止）

第9条 条例第4条の規定による修学奨励資金の貸与の一時停止は、教育長が行うものとし、教育長は、修学奨励資金の貸与を一時停止したときは、別記第7号様式による停止通知書により 被貸与者に通知するものとする。

2 条例第4条第2項に規定する通信制の課程又は単位制による課程である定時制の課程の被貸与者が各年次に修得すべき教

科・科目の単位数は、10単位以上とする。

(修学奨励資金の復活手続)

第10条 略

2 教育長は、前項の復活申請書を受理したときは、貸与の復活の適否を決定し、貸与の復活を適当であると認めたときは別記第9号様式による復活通知書により、貸与の復活を不適当であると認めたときはその旨を、学校長を経由して当該申請者に通知するものとする。

(貸与の取消し手続)

第11条 条例第6条の規定による修学奨励資金の貸与の取消しは、教育長が行うものとし、教育長は、修学奨励資金の貸与を取り消したときは、別記第10号様式による取消通知書により学校長を経由して当該被貸与者に通知するものとする。

(返還の方法)

第12条 条例第7条の規定により修学奨励資金を返還すべき者のうち、貸与を取り消された者にあつては当該取消しの決定した日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、貸与の期間が満了した者又は返還の猶予を受けることができなくなった者にあつては当該期間の満了した日又は返還の猶予を受けることのできなくなった日の属する月の翌月から、貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間内に月賦又は半年賦の均等払方式により貸与を受けた修学奨励資金を返還しなければならない。ただし、いつでも繰り上げて返還することができる。

2 修学奨励資金の貸与を取り消された者であつて、条例第8条の規定による返還の猶予を受けられなかったもの、返還猶予の

科・科目の単位数は10単位以上とする。

(修学奨励資金の復活手続)

第10条 略

2 教育長は、前項の規定による申請書を受理したときは、復活の適否を決定し、復活を適当と認めたときは別記第9号様式による復活通知書により、不適当と認めたときはその旨を、学校長を経由して当該申請者に通知するものとする。

(貸与の取消し)

第11条 条例第6条の規定による修学奨励資金の貸与の取消しは、教育長が行うものとし、教育長は、修学奨励資金の貸与を取り消したときは、別記第10号様式による取消通知書により学校長を経由して被貸与者に通知するものとする。

(返還の方法)

第12条 条例第7条の規定により修学奨励資金を返還すべき者のうち、貸与を取り消された者にあつては、当該取消しの決定した日の属する月の翌月から起算して6箇月を経過した後、貸与の期間が満了した者及び返還の猶予を受けることのできなくなった者にあつては当該期間の満了した日又は返還の猶予を受けることのできなくなった日の属する月の翌月から貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間内に月賦又は半年賦の均等払方式により貸与を受けた修学奨励資金を返還しなければならない。ただし、いつでも繰り上げて返還することができる。

2 修学奨励資金の貸与を取り消された者であつて、条例第8条の規定による返還の猶予を受けられなかった者、返還猶予の期

期間が満了したもの又は返還の猶予を取り消されたものは、別記第11号様式による返還計画書を教育長に提出しなければならない。

- 3 虚偽又は不正な理由により修学奨励資金の貸与を受けていた者が貸与を取り消されたときは、前2項の規定にかかわらず、貸与を受けた修学奨励資金を直ちに返還しなければならない。

(返還猶予の手続)

第13条 条例第8条の規定により返還の猶予を受けようとする者は、別記第12号様式による返還猶予申請書に返還の猶予を受けようとする理由を証する書面を添えて教育長に提出しなければならない。

- 2 教育長は、前項の返還猶予申請書を受理したときは、返還の猶予の適否を決定し、返還の猶予を適当であると認めたときは別記第13号様式による返還猶予通知書により、返還の猶予を不適当であると認めたときはその旨を、当該申請者に通知するものとする。

- 3 条例第8条第1項第2号の規定による返還の猶予の期間は、1年以内とし、更に必要に応じて1年以内の期間をもって延長することができる。ただし、返還の猶予の期間は、通算して5年を超えることができない。

(返還免除の額等)

第14条 略

(1)～(3) 略

- (4) 前条第3項に規定する返還の猶予の期間が5年を経過した後においても、なお返還の猶予の原因となった理由が継続

期間が満了した者及び返還の猶予を取り消された者は、別記第11号様式による返還計画書を教育長に提出しなければならない。

- 3 虚偽又は不正な理由により貸与を受けていた者が貸与を取り消されたときは、前2項の規定にかかわらず貸与を受けた修学奨励資金を直ちに返還しなければならない。

(返還猶予の手続)

第13条 条例第8条の規定により返還の猶予を受けようとする者は、別記第12号様式による返還猶予申請書に返還猶予を受けようとする理由を証する書面を添えて教育長に提出しなければならない。

- 2 教育長は、前項の規定による申請書を受理したときは、返還猶予の適否を決定し、猶予を適当と認めたときは別記第13号様式による返還猶予通知書により、不適当と認めたときはその旨を、当該申請者に通知するものとする。

- 3 条例第8条第1項第2号の規定による返還猶予の期間は1年以内とし、更に必要に応じて1年以内の期間をもって延長することができる。ただし、猶予の期間は、通算して5年を超えることができない。

(返還免除の額等)

第14条 略

(1)～(3) 略

- (4) 前条第3項に規定する猶予の期間が5年を経過した後においても、なお猶予の原因となった理由が継続しており、返

しており、返還能力がないと認めるとき。

2 教育委員会は、被貸与者が心身障害の状態になったとき又はやむを得ない理由により修学奨励資金の返還ができないと認められるときは、被貸与者、相続人及び連帯保証人の返還能力、心身障害の状態等の程度に応じて、当該債務の全部又は一部の返還を免除する。

(返還免除の手続)

第15条 条例第9条の規定により修学奨励資金の返還の免除を受けようとする者は、別記第14号様式による返還免除申請書に返還の免除を受けようとする理由を証する書面を添えて教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の返還免除申請書を受理したときは、返還の免除の適否及び返還を免除する額を決定し、返還の免除を認めるときは別記第15号様式による返還免除通知書により、返還の免除を不適當であると認めたときはその旨を、当該申請者に通知するものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、修学奨励資金の貸与に関し必要な事項は、教育長が定める。

還能力がないと認めるとき。

2 教育委員会は、被貸与者が心身障害の状態になったとき、又はやむを得ない理由により修学奨励資金の返還ができないと認められるときは、被貸与者、相続人及び連帯保証人の返還能力、心身障害の状態等の程度に応じて当該債務の全部又は一部の返還を免除する。

(返還免除の手続)

第15条 条例第9条の規定により修学奨励資金の返還の免除を受けようとする者は、別記第14号様式による返還免除申請書に返還免除を受けようとする理由を証する書面を添えて教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の申請書を受理したときは、返還免除の適否及び返還を免除する額を決定し、返還免除を認めるときは別記第15号様式による返還免除通知書により、返還免除を不適當と認めたときはその旨を、当該申請者に通知するものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、修学奨励資金の貸与について必要な事項は、教育長が定める。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

申請者 郵便番号
住所
氏名
電話番号

親権者又は未成年後見人 郵便番号
住所
氏名
電話番号

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与申請書

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第2条第1項の規定に基づき修学奨励資金の貸与を受けたいので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第3条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、修学奨励資金の貸与の決定等のため、関係機関に対して必要な調査をされることについて同意します。

申請者	フリガナ氏名		生年月日	
	現住所			
在学する学校名				
課程等	定時制 第 学年	入学等年月日	年 月 日	入学 転籍 転学 編入
	通信制 第 年次			
貸与を受けようとする期間		年 月から 年 月までの 月間		

注 申請者が未成年者である場合は、親権者又は未成年後見人の署名が必要です。

27

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

申請者 住所

氏名 ㊟

親権者又は 住所
未成年後見人

氏名 ㊟

修学奨励資金貸与申請書

修学奨励資金の貸与を受けたいので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、関係機関において修学奨励資金の貸与の決定のために必要な事項を調査されることについて同意します。

氏名		生年月日	年 月 日	性別	
現住所					
在学する学校名					
課程等	定時制	第 学年	入学等の年月日	年 月 日	入学 転籍 転学 編入
	通信制	第 年次			
貸与を受けようとする期間			年 月から 年 月までの 年 箇月間		

注：申請者が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人の署名押印が必要です。

第2号様式（第3条・第8条関係）

資産生計調書										
住所 氏名 学校名										
定時制課程 第 学年 通信制課程 第 年次										
申請者等と生計を一にする家族	申請者等との続柄	氏名	年齢	申請者等との同居又は別居の別	職業	所得区分	前年の所得額	前年の所得税額	今年の見込所得額	その他参考事項
	申請者等本人									
資産等	家屋	宅地	田	畑	果樹園	山林	その他	負債		
	m ²	m ²	a	a	a	ha		円		
備考										

- 注 1 この資産生計調書は、申請者又は被貸与者と生計を同じくする親族のことに付いて記入してください。
- 2 申請者又は被貸与者及びその扶養者については、前年の所得額を証する書類を添えてください。
- 3 「その他参考事項」欄は、前年の所得と今年の見込所得とに著しい相違があるときはその理由、申請者又は被貸与者以外に学生がいるときはその学校名等その他特別な理由がある者について具体的にその理由を記入してください。
- 4 「備考」欄は、家族の状況、資産の内容その他参考となることを詳細に記入してください。

第2号様式（第3条・第8条関係）

資産生計調書										
学校名 住所 氏名										
定時制課程第 学年 通信制課程第 年次										
家族構成	氏名	申請者との続柄	年齢	本人と同居の別	職業	所得区分	前年の所得額	前年の所得税額	今年の見込所得額	その他参考事項
	申請者									
資産	家屋	宅地	田	畑	果樹園	山林	その他	負債		
	平方メートル	平方メートル	アール	アール	アール	ヘクタール		円		
備考										

- 注：1 この調書には申請者と生計を同じくする親族のことに付いて記入するものとす
- る。
- 2 申請者及び扶養者については、前年度の所得額を証する書類を添付すること。
- 3 「その他参考事項」の欄には、前年の所得と今年の見込所得に著しい相違があるときはその理由、申請者以外に学生がいるときはその学校名等その他特別な理由のある者は具体的にその理由を記入すること。
- 4 「備考」の欄には、家族の状況、資産の内容その他参考となることを詳細に記入すること。

第2号様式の2 (第3条関係)

学習計画書

住所
氏名
学校名

私が4年間で履修しようとする教科・科目及び単位数は、次のとおりです。

教科	科目	1年	2年	3年	4年	科目単位数
教科以外の教育活動						
合計						

第2号様式の2 (第3条関係)

学 習 計 画 書

学 校 名
住 所
氏 名

4年間で履修しようとする教科・科目及び単位数は、下表のとおりです。

教 科	科 目	1 年	2 年	3 年	4 年	科目単位数
教科以外の教育活動						
合 計						

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

高知県教育長 印

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与決定通知書

年 月 日付で申請のありました修学奨励資金の貸与については、次のとおり決定しましたので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第4条の規定により通知します。

決定番号				
学校名		課程等	定時制 通信制	第 学年 第 年次
貸与月額	月額 円			
貸与期間	年 月から 年 月までの 月間			
備考				

- 注 1 修学奨励資金の貸与の要件を欠いた場合は、貸与期間内であっても修学奨励資金の貸与を取り消すことがあります。
- 2 高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例及び高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の規定に従ってください。

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

高知県教育長 印

修学奨励資金貸与決定通知書

年 月 日付で申請のあった修学奨励資金の貸与については、下記のとおり決定したので通知します。

記

決定番号	年 第 号			
学校名		定時制	第	学年
		通信制	第	年次
貸与金額	1箇月 円			
貸与期間	年 月から 年 月まで			
備考				

第4号様式（第5条関係）

誓約書					
高知県教育長 様					年 月 日
被貸与者	決定番号		学校名		
	フリガナ氏名		住所	(郵便番号 -)	
	生年月日	年 月 日	電話番号		
親権者※1	フリガナ氏名		住所	(郵便番号 -)	
	生年月日	年 月 日	電話番号		
	被貸与者との続柄		職業		勤務先
連帯保証人※2	フリガナ氏名		住所	(郵便番号 -)	
	生年月日	年 月 日	電話番号		
	被貸与者との関係		職業		勤務先
連帯保証人※2	フリガナ氏名		住所	(郵便番号 -)	
	生年月日	年 月 日	電話番号		
	被貸与者との関係		職業		勤務先

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例及び高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の規定に従い、被貸与者としての責務を誠実に果たします。

親権者においては、被貸与者に対して、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例及び高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の規定に従い、被貸与者としての責務を誠実に果たさせるとともに、義務の不履行その他不都合な行為をさせないようにします。

連帯保証人においては、貸与を受ける修学奨励資金の返還の債務について、被貸与者と連帯して負担します。

被貸与者及び連帯保証人においては、貸与を受ける修学奨励資金の返還を怠ったときは、返還期限にかかわらず一括返還を求められ、又は強制執行等の法的措置を受けても異議はありません。また、被貸与者又は連帯保証人のいずれか1人が高知県教育長から当該修学奨励資金の返還を求められたときは、当該返還を求められた者以外の被貸与者又は連帯保証人の全てに対しても返還を求められたこととすることに同意します。

被貸与者、親権者及び連帯保証人においては、修学奨励資金の貸与の申請時から当該修学奨励資金の返還の完了までの間における当該修学奨励資金に係る事務処理上必要があると認められる関係機関に対する調査の実施について同意します。

備考 ※1 被貸与者が成年者である場合は、親権者の記載は必要ありません。
 ※2 連帯保証人は、親権者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
 ※3 この誓約書に押印した連帯保証人の印鑑については、市町村長が発行する印鑑証明書を添えてください。

第4号様式（第5条関係）

誓 約 書					
決定番号					
学 校 名					
住 所					
生徒氏名					
上記の者が貸与を受ける修学奨励資金については、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例及び同条例施行規則を誠実に厳守させることはもとより、万一本人において義務の不履行その他不都合な行為があるときは、連帯保証人においてその責に任じます。					
年 月 日					
高知県教育長 様					
連帯保証人 住 所					
氏 名					
連帯保証人 住 所					
氏 名					
連帯保証人氏名	本人との関係	年 令	職 業	年 収	資 産

注： この誓約書に押印した連帯保証人の印鑑については、市町村長の印鑑証明書を添付すること。

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

被貸与者 決定番号
学校名
郵便番号
住所
氏名 ㊤
電話番号

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金請求書

年 月から 年 月までの修学奨励資金について、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第6条第2項の規定により下記のとおり請求します。

記

金 円

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

決定番号
学 校 名
住 所
氏 名 ㊤

請 求 書

金 円

年 月から 年 月までの定時制課程及び通信制課程修学奨励資金として上記のとおり請求します。

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

被貸与者 決定番号
 学校名
 郵便番号
 住所
 氏名
 電話番号

連帯保証人異動報告書

下記のとおり連帯保証人に異動がありましたので、高知県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第8条第2項の規定により届け出ます。

記

1 異動の内容等

2 異動事項

新旧の別	氏名	被貸与者との関係	生年月日	職業	年収	資産等	住所等
旧							郵便番号 ー 住所 電話番号
							郵便番号 ー 住所 電話番号
新							郵便番号 ー 住所 電話番号
							郵便番号 ー 住所 電話番号

注 新たに連帯保証人になる方については、誓約書（別記第4号様式）を添えてください。

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

決定番号
 学校名
 住所
 氏名 ㊟

連帯保証人異動報告書

下記のとおり連帯保証人に異動がありましたので御承認願います。

記

1 異動の内容等

2 異動事項

新旧の別	氏名	本人との関係	年令	職業	年収	資産	住所
旧							
新							

注： 連帯保証人を変更したときは、別記第4号様式による新連帯保証人の誓約書を添付すること。

第7号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

高知県教育長 印

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与停止通知書

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第4条の規定により下記のとおり修学奨励資金の貸与を一時停止しますので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第9条第1項の規定により通知します。

記

1 一時停止の理由

2 一時停止の期間

年 月から

第7号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

高知県教育長 印

修学奨励資金停止通知書

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第4条の規定により、修学奨励資金の貸与を一時停止する。

記

1 停止の理由

2 停止の期間

年 月から

第 8 号様式 (第10条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

被貸与者 決定番号
学校名
郵便番号
住所
氏名
電話番号

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与復活申請書

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第 5 条の規定による修学奨励資金の貸与の復活を希望しますので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第10条第 1 項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 貸与の復活を申請する理由
- 2 貸与の一時停止の始期
年 月から
- 3 貸与の一時停止の理由がなくなった年月日
年 月 日

第 8 号様式 (第10条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

決定番号
学校名
住 所
氏 名

㊦

修学奨励資金貸与復活申請書

下のとおり、修学奨励資金の貸与の復活を申請します。

記

- 1 復 活 の 理 由
- 2 停 止 年 月 年 月
- 3 復活原因となった日 年 月 日

第 9 号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

高知県教育長 印

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与復活通知書

年 月 日付けで申請のありました修学奨励資金の貸与の復活については、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第 5 条の規定により
年 月から行うこととしましたので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第10条第 2 項の規定により通知します。

第 9 号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

高知県教育長 印

修学奨励資金復活通知書

年 月 日付けで貸与の復活申請のあった、修学奨励資金については、年 月から復活をすることにしたので通知する。

第10号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

高知県教育長 印

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与取消通知書

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第6条の規定により下記のとおり修学奨励資金の貸与を取り消しますので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第11条の規定により通知します。

記

1 取消しの理由

2 取消しの始期

年 月から

第10号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

高知県教育長 印

修学奨励資金取消通知書

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第6条の規定により 年 月から修学奨励資金の貸与を取り消す。

記

取消しの理由

第11号様式（第12条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

被貸与者 決定番号
学校名
郵便番号
住所
氏名
電話番号

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金返還計画書

下記のとおり貸与を受けました修学奨励資金を返還したいので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第12条第2項の規定により申し出ます。

記

- 1 貸与を受けた期間
年 月から 年 月までの 月間
- 2 貸与を受けた金額
円
- 3 返還計画
 - (1) 年 月から 月間の毎月 千円の月賦とする。
 - (2) 年 月から 年 月間の毎回 千円の半年賦とする。
 - (3) 繰上げ返還をする場合は、その方法

第11号様式（第12条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

決定番号
学校名
住所
氏名 ㊦

修学奨励資金返還計画書

下記の計画により、貸与を受けた修学奨励資金を返還したいので申し出ます。

記

- 1 貸与を受けた期間
年 月から 年 月
までの 箇月間
- 2 貸与を受けた金額
円
- 3 返 還 計 画
 - (1) 年 月から 箇月間の毎月 千円の月賦とする。
 - (2) 年 月から 年 箇月間の毎回 千円の半年賦とする。
 - (3) 繰上げ返還する場合は、その方法

第12号様式（第13条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

被貸与者 決定番号
学校名
郵便番号
住所
氏名
電話番号

高知県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金返還猶予申請書

高知県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第8条の規定により修学奨励資金の返還の猶予を受けたいので、高知県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第13条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 貸与を受けた期間
年 月から 年 月までの 月間
- 2 貸与を受けた金額
円
- 3 返還済金額
円
- 4 返還の猶予を受けようとする金額
円
- 5 返還の猶予を受けようとする期間
年 月から 年 月まで
- 6 返還の猶予を受けようとする理由

注 返還の猶予を受けようとする理由を証する書面を添えてください。

第12号様式（第13条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

決定番号
学 校 名
住 所
氏 名

㊦

修学奨励資金返還猶予申請書

下記のとおり、修学奨励資金の返還を猶予して下さるよう申請します。

記

- 1 貸与を受けた期間 年 月から 年 月まで
- 2 貸与を受けた金額 円
- 3 返 還 済 額 円
- 4 返還猶予を受けようとする額 円
- 5 猶 予 の 期 間 年 月 から 年 月まで
- 6 猶予を受けようとする理由

注： 猶予を受けようとする理由を証する書類を添付すること。

第13号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

高知県教育長 印

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金返還猶予通知書

年 月 日付けで申請のありました修学奨励資金の返還の猶予については、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第8条の規定により
年 月 日まで猶予することとしましたので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第13条第2項の規定により通知します。

第13号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

高知県教育長 印

修学奨励資金返還猶予通知書

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第8条の規定により、
年 月 日まで修学奨励資金の返還を猶予する。

第14号様式（第15条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

被貸与者 決定番号
学校名
郵便番号
住所
氏名
電話番号

高知県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金返還免除申請書

高知県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第9条の規定により修学奨励資金の返還の免除を受けたいので、高知県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第15条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 貸与を受けた期間
年 月 から 年 月 までの 月間
- 2 貸与を受けた金額
円
- 3 返還済金額
円
- 4 返還の免除を受けようとする金額
円
- 5 返還の免除を受けようとする理由

注 1 返還の免除を受けようとする理由を証する書面（心身障害の状態になった場合は、診断書）を添えてください。

2 被貸与者が死亡した場合は、死亡したことを証する書面を添えて、遺族又は連帯保証人の方が申請してください。

第14号様式（第15条関係）

年 月 日

高知県教育長 様

決定番号
学 校 名
住 所
氏 名 ㊞

修学奨励資金返還免除申請書

下記のとおり、修学奨励資金の返還免除を申請します。

記

- 1 貸与を受けた期間 年 月 から 年 月 まで
- 2 貸与を受けた金額 円
- 3 返 還 済 金 額 円
- 4 免除を受けようとする金額 円
- 5 免除を申請する理由

注：1 心身障害の場合は、診断書を添付すること。

2 死亡した場合は、死亡したことを証する書類を添えて遺族又は連帯保証人が申し出ること。

3 その他免除を申請する理由を証する書類を添付すること。

第15号様式（第15条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

高知県教育長 印

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金返還免除通知書

年 月 日付で申請のありました修学奨励資金の返還の免除については、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第9条の規定により下記のとおり決定しましたので、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則第15条第2項の規定により通知します。

記

- 1 貸与金額 円
- 2 返還済金額 円
- 3 返還未済金額 円
- 4 返還免除金額 円
- 5 返還を免除する理由

第15号様式（第15条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

高知県教育長 印

修学奨励資金返還免除通知書

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第9条の規定により、下記のとおり修学奨励資金の返還を免除する。

記

- 1 貸 与 金 額 円
- 2 返 還 済 金 額 円
- 3 返 還 未 済 金 額 円
- 4 返 還 免 除 金 額 円
- 5 返還免除の理由

高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部
改正について

1 概要 民法改正に伴い、高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則に定めている、「第4号様式（第5条関係）誓約書」に、高知県からの連帯保証人に対する請求は、奨学生本人及びもう1名の連帯保証人に対しても、その効力を生ずるものとする趣旨の文言を追加するもの。また、そのほかの文言についても、高等学校等奨学金及び高知県県立高校通学支援奨学金と同様の内容に整理するもの。

2 改正理由

- ・高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金は、奨学生本人及び連帯保証人2名が連帯して返還を行うこととされているが、民法改正により、民法第441条ただし書の別段の意思表示がなければ連帯保証人の一人について履行の請求、消滅時効の完成猶予があつたとしても、その効力が主たる債務者及びもう一方の連帯保証人には影響しないこととなったため。
- ・高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金は、連帯保証人である父又は母が返還をする場合も想定され、連帯保証人からの希望により、連帯保証人に対し修学奨励資金に関する通知（納入通知、督促等）を行うことから今回の改正による影響がある。
- ・奨学生本人（主債務者）が、将来所在不明となり、連帯保証人としてしか連絡がつかない場合も想定されることから、連帯保証人に対する履行の請求により、主たる債務者及びもう一人の連帯保証人に対し、履行の請求を行った効力を生じさせるとともに主たる債務の時効の完成を猶予させる効力を生じさせる必要があるため。

関係法令等

【(改正前) 民法第440条】(相対的効力の原則)

第434条から前条（**履行の請求、更改、相殺等、免除、混同、時効の完成**）までに規定する場合を除き、連帯債務者の一人について生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。

【(改正前) 民法第457条】(主たる債務者について生じた事由の効力)

主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の**中断**は、保証人に対しても、その効力を生ずる。

【(改正前) 民法第458条】(連帯保証人について生じた事由の効力)

第434条から第440条までの規定は、主たる債務者が保証人と連帯して債務を負担する場合について準用する。



【(改正後) 民法第441条】(相対的効力の原則)

第438条（**更改**）、第439条第1項（**相殺**）及び前条（**混同**）に規定する場合を除き、連帯債務者の一人について生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。**ただし、債権者及び他の連帯債務者の一人が別段の意思表示をしたときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従う。**

【(改正後) 民法第457条】(主たる債務者について生じた事由の効力)

主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の**完成猶予及び更新**は、保証人に対しても、その効力を生ずる。

【(改正後) 民法第458条】(連帯保証人について生じた事由の効力)

第438条、第439条第1項、第440条及び第441条の規定は、主たる債務者と連帯して債務を負担する保証人について生じた事由について準用する。

3 施行期日 公布の日から施行する。